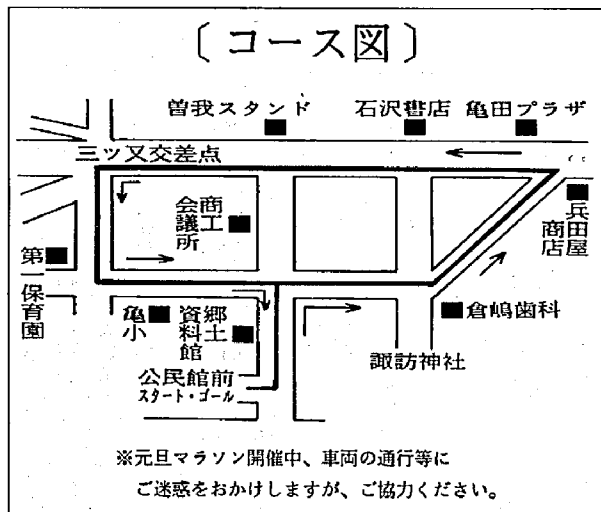


◆編集 亀田町役場企画課 〒950-01 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025) 381-2111 FAX(025) 381-7090



▲去年の元旦マラソン



自分のペースで完走めざし 元旦マラソンに参加しよう!

今年から、亀田町の元旦マラソンは、「タイムや順位にとらわれず、参加者全員が自分のペースで完走すること」を目的とする計画で進めています。

- 開催日：1月1日(元旦)
- 当日の午前10時15分～10時45分まで会場受付。
- 会場：亀田町公民館(受付は101研修室)
- 当日は駐車スペースがありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。
- スタート：午前11時
- コース：2km
- 参加資格：所定のコースを50分以内に完走できること。(途中歩いてもらいまいませぬ。)ただし、幼児・小学校低学年は保護者も一緒に参加すること。
- 事前の健康調査は行いませんので、当日は自己診断し、体調の悪い方はご遠慮ください。
- 参加費：無料
- 参加賞：ゼッケン・完走証(完走者のみ)
- タイム・順位はなし
- 問い合わせ：町民体育課 ☎381-11222



▲親子でいかがですか

平成10年2月2日から郵便番号が「7ケタ」になります

年賀状には、あなたの郵便番号を「7ケタ」で記入してください。ご協力をお願いします。

◆問い合わせ…亀田郵便局 ☎381-2200

産休代替看護婦を募集しています

●問い合わせ…身体障害者療護施設「あさひ園」☎382-8222

今月の納税

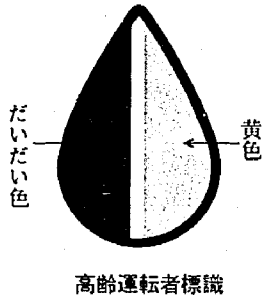
今月は、町・県民税(第4期)と国民健康保険税(第5期)の納期です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納税してください。口座振替に切り替えを希望する方は、口座のある金融機関窓口(町内の金融機関及び亀田町内に本店または支店のある新潟市内及び横越町内の金融機関)で手続きをしてください。

未使用の花火はごみに出さないで!

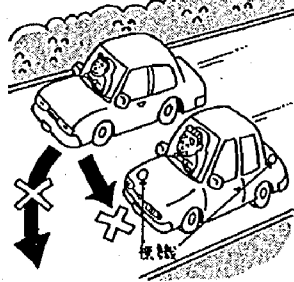
先日、燃えるごみの日に未使用の花火が出されていたことがありました。幸い、透明な袋の中に入れて中身がわかったため、大事には至りませんでした。一歩まちがえば爆発という事にもなりかねません。未使用の花火は絶対にごみに出さないでください。

改正道路交通法の一部が 施行されました

高齢者事故に対する歯止めと、大型貨物自動車の関係する重大事故の抑制などを目的として、道路交通法の一部が改正されました。10月30日から施行されたものについて掲載します。

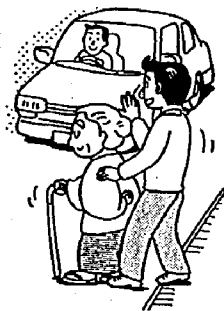


※高齢運転者標識は縦18・5㎝、横12・2㎝で、右側が黄色、左側が白です。



高年齢運転者の保護

高年齢運転者は加齢に伴う身体機能の低下により、危険を避けるためのとっさの行動をとることが困難になったり、危険の発見や回避が遅れがちになったりします。このような高年齢運転者の保護を図るため、75歳以上の高年齢運転者で、身体的機能の低下により自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあると自ら判断した場合については、普通自動車の前面及び後面に一定の標識（高年齢運転者標識）を付けて普通自動車運転するよう努めなければなりません。また、周囲の運転者は、この標識を付けた自動車に幅



高年齢歩行者の保護

高年齢者の交通事故による死者のうち、歩行中の死者がほぼ半数を占めており、高年齢歩行者の保護の必要性が非常に高くなっています。今回の改正では、通行に支障のある高年齢歩行者が、道

路を横断しようとしている場合に、高年齢歩行者から申し出があったときは必要と認められるときは、その場に居合わせた人は、誘導・合図をするなどして、高年齢歩行者が安全に横断できるように努めなければなりません。また、車両等の運転者は、通行に支障のある高年齢歩行者が通行しているときは、一時停止や徐行して、その通行を妨げないようにしなければなりません。

▼高速自動車国道等におけるトレーラーの通行
区分に関する特例
高速自動車国道等において高速走行しているトレー

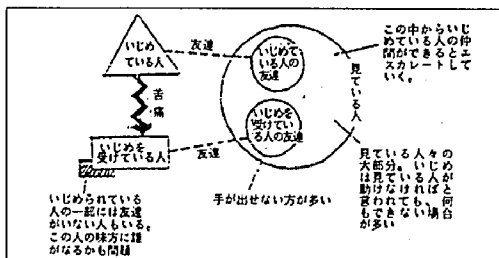
ラーが追い越しなどのために進路を変更するときにバランスを失い重大事故につながるケースが見られることから、トレーラーは車両通行帯が設けられた高速自動車国道や自動車専用道路の標識等により指定された区間を通行する場合には、その最も左側を通行しなければなりません。

▼交通情報を提供する事業者の配慮義務
交通情報の提供は、それが正確かつ適切に行われれば交通の安全と円滑に資するものですが、誤った情報や不適切な情報の提供が行われると、交通の安全と円滑に支障を生じさせる恐れがあります。交通情報提供事業者は、正確かつ適切な交通情報を提供し、交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならぬことになりました。

連載 心の教育フォーラム ⑦ 「いじめを考える」

生徒集会に向けて

心の教育だよりから
亀田町立亀田西中学校



11月25日(火)には、生徒会が中心になって行う「いじめを考える生徒集会」があります。生徒会執行部の人たちは夏休み前から何回か話し合いを重ね、「いじめ」について考えてきました。

そして、今月になって数回、生徒会だより「クリエイション」で「いじめ」について取り上げ、いじめられる側、いじめる側、見ている側の三者の視点から、四コマ漫画をつくり、全校生徒の意見を聞いて集計、提示してくれています。

生徒会だより「クリエイション」の発行は、「いじめ」を「深く考えていきたい」「生徒全員の関心を高めてもらいたい」「分かりやすく、まとめた」という思いから行っていると聞いています。

「いじめを考える生徒集会」は、このような執行部の様々な工夫と努力の上に、全校生徒の「話し合いたい」という思いが重なることで、より充実したものになっていくと思います。全校で話し合えるこのチャンスを大切にして、活発な生徒集会にしてほしいものです。そして、一人一人を大切に心づくりにしていきましょう。また、ご家族とも話し合ってみましょう。

集 募 アンジー先生の トランブル英会話講座

町のALT(外国語指導助手)アンジー先生が講師を務める英会話講座。今回は、海外旅行に出かけるときに知っておきたい英会話を習います。対象は英会話初心者です。

英会話の学習に意欲のある人をお待ちしています。

■開催日：1月22日(木)3月19日(木)の毎週木曜日
(1月29日は休み)
午後7時30分～9時
■会場：公民館3階
■参加費：3000円(テキスト代)

■定員：20人(定員を超えた場合は抽選。なお、アンジー先生の講座を受講したことのない人を優先します)
■申し込み：1月8日(木)までに電話で公民館へお申し込みください。
☎38112728

■新潟ふれ愛プラザ
新春イベント
県障害者交流センターでは、年初めにイベントを開催します。

催します。みなさんぜひご参加ください。

●日時：1月4日(日)
●内容
▽新春プール開き(無料開放) 午後1時～4時
▽餅つき 正午～午後1時
●問い合わせ：新潟ふれ愛プラザ内 新潟県障害者交流センター
☎38118110

【年末年始の開催時間】
および休館日
・12月28日(日)：午前10時～午後3時
・12月29日(月)～1月3日(土)：休館
・1月4日(日)：午後1時～5時

工業統計調査を実施します

通産省では、平成9年「工業統計調査」・「石油等消費構造統計調査」を、新潟県では「地場中小工業統計調査」を、12月31日現在で行います。

調査の対象となる製造業を営む事業所には、年末から1月にかけて、調査員が伺います。調査票に記入された内容を、統計以外の目

家計調査 単身世帯調査

この調査は、国民生活の実態を家計の面から調査し、今後の高齢化に対応する社会・経済施策の参考にするために行うものです。

調査対象となった世帯の

方からは、家計簿などの調査票を記入していただきます。



総務庁統計局・新潟県

アスパーク亀田 総合体育館

水泳教室開催のお知らせ

教室名 (回数・時間)	定員	料金 (該当定期)	申込方法	内容	開催期間	
A-I (10回) (10:00～11:00)	15人	参加費 2000円 利用料 500円 (全施設・プール)	往復はがき1枚で1人の申し込みとする	I→初めて水に入る方、水が怖い方を対象に、水を使った軽い運動、水なれやクロールの練習を行うクラス。	1月22日～3月26日 (毎週木曜日)	
C-I (10回) (19:00～20:00)	15人			電話での申し込み不可	II→クロールで25m泳げることを目標に脚のキック、手のかき、息継ぎの練習を行うクラス。	1月13日～3月17日 (毎週火曜日)
B-II B-III (8回) (14:00～15:15)	30人 (各15人)			定員を超えた場合は責任抽選	III→スムーズなクロールをめざす練習と背泳ぎの基本動作の練習を行うクラス。	1月16日～3月6日 (毎週金曜日)
C-II C-III (8回) (19:00～20:15)	30人 (各15人)			コース名を必ず記入	持ち物 ・水着・水泳帽子・タオル・はがき ・参加費(2000円) ・施設利用料(500円) など。	1月14日～3月11日 (2月11日を除く) (毎週水曜日)

※各コースの対象者はすべて、18歳以上(高校生不可)の方です。

●申し込み・問い合わせ…亀田町総合体育館(町民体育課) 水泳教室係 〒950-01 亀田町大字茅野山1857-1

☎381-1222

年末・年始の役場業務

一部を除き12月27日(土)から1月4日(日)まで閉庁

役場は、年末・年始の12月27日(土)から1月4日(日)までの間、閉庁します。
 なお、窓口業務の一部を次のとおり行いますので、どうぞご利用ください。

住民課・会計課

12月30日(火)まで平常通り
 (午前8時30分～午後5時15分まで) 窓口業務を行います。

婚姻・出生・死亡等の届出は、5時15分以降でも受け付けますので、役場管理入室へ届け出てください。

その他の主な施設の休館日は次のとおりです。

総合体育館

12月29日(月)から、1月3日(木)まで休館します。(12月28日(日)、1月4日(日)は午後5時まで開館します)

公民館

12月27日(土)から、1月4日(日)まで休館します。(26日(金)は、清掃のため午後から休館。27日(土)・28日(日)は図書の利用のみ可)

役場出張所

12月27日(土)～1月4日(日)まで休みます。

町民会館・老人福祉センター

12月28日(日)から、1月5日(月)まで休館します。



ゴミの収集

1月1日から4日まで休み

12月29・30・31日は、通常どおり収集します
 新年は、1月5日より通常どおりの収集となります

し尿汲み取り

12月30日午後から1月4日まで休み

12月30日は午前中のみ収集します

古紙の回収

1月・2月は休みます

各家庭で保管してください

◆住民の動き

◆告知板

ごめいふく

(11月後半届出)

故人	世帯主	住所	区
山岸富太郎(74)	本人	船戸山四	8
中野コノ(67)	武彦	袋津二	30
木滑イワ(77)	孝	岡三	32
羽賀信次(60)	美代子	岡二	33
山本キヨシ(60)	忠男	早通	43
羽賀繁太郎(61)	ナツエ	旭三	53
黒崎甚四郎(70)	ハルイ	諏訪一	54

※掲載を希望しない方は、届出の際に住民課窓口までお申し出ください。

行政相談 1月5日(月) 午前9時～正午

■ところ 社会福祉協議会(新明町1) ☎(381)7221 ■相談委員 土橋 稔さん ※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所 毎週火曜日

(12月23日↓22日に変更)
 12月30日↓26日

■時間 午前9時30分～午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ☎(381)7221 ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 1月22日(木)

■時間 午前8時30分～9時 ■ところ 役場保健課 ■手数料 1頭(子犬・子猫は10頭) 1、630円分の県の収入証紙(銀行にて販売)。事情により飼えなくなった犬・猫を引き取ります。希望者は前日までに保健課へ連絡してください。 ☎(381)2111 内線156